

# 「クーリング・オフ」ってなに？

## 【クーリング・オフとは】

訪問販売のように、消費者が自宅などに不意の訪問を受けて勧誘される場合など、自らの意思がはっきりしないままに契約の申込み・締結をした場合に、一定の期間内であれば、一切の損害賠償または違約金の請求を受けることなく、無条件で契約解除できる制度です。

## 【クーリング・オフが可能な要件】

- 契約したのが営業所以外の場所であること。(エステなどは営業所内の契約であっても対象。)
- 契約書交付日からクーリング・オフできる期間内であること。(交付された書面にクーリング・オフの告知がない場合は、期間を過ぎても可。)
- 現金取引の場合、代金総額が3,000円以上であること。
- クーリング・オフしたいものが、法令で指定された「商品」「役務」「権利」であること。
- ※法令で指定された消耗品の場合、開封したり使ったりしていないこと。

## 【クーリング・オフできる期間】 契約書交付日から

訪問販売(キャッチセールスなど)	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
特定継続的役務(エステなど)	8日間
業務提供誘引販売(内職商法、モニター商法)	20日間

※通信販売は、原則クーリング・オフできません。

## 【クーリング・オフの仕方】

契約を解除する旨を書いた通知書(ハガキ)を作成し、事業者に郵送します。証拠が残るように、「配達記録郵便」で通知します。クレジット払いの場合は、信販会社にも通知します。(両面コピーを取って保管しましょう。)

契約解除通知書

契約年月日 平成〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇〇株式会社 担当者〇〇氏

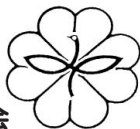
右記日付の契約は解除します。なお、支払済みの〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇年〇月〇日

〇〇町〇〇△△―△

氏名 〇〇〇〇

## 小鳩だより



松伏町民生委員・児童委員協議会広報部会  
問合せ/福祉健康課社会福祉担当 ☎991-1874

## 地域の中で いきいきと過ごすために！ 「ふれあい・いきいきサロン事業」紹介

町民生委員・児童委員協議会では、町社会福祉協議会で行っている「ふれあい・いきいきサロン事業」を支援しています。

「ふれあい・いきいきサロン事業」は、地域住民が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域づくりを目的に、高齢の方や障害をもっている方、乳幼児等を抱え子育ての悩みをお持ちの方等を対象に、ふれあいや交流の場を提供しています。

写真は、「かがやき・ほほえみサロン」と「上河原団地仲良し会」(参加者10名、協力者8名)で、3月26日(水)に野田市関宿「中之島公園」で、関東一の「コブシの花」を見学し、歓談してきたものです。



## わが家のエンジェル

### My Sweet Faces!

このコーナーではお子さんの写真を紹介しています。  
◆写真・住所・ご両親の氏名とお子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・簡単なコメントを添えて、総務課 秘書広報担当までお申込みください  
◆応募多数の場合は、先着順に掲載します



ろっかくちひろ  
**六角地優くん**

[H20.2.21]

【コメント】

元気一杯育ってね  
【功・千映】  
【大字松伏】



ひらおりゅうき  
**平尾龍希くん**

[H15.8.6]

【コメント】

にこにご笑顔でいてね  
【仁・裕里】  
【大字松伏】

9月30日(火)までは、地球温暖化対策の一環として事務室などの室温設定を28℃とするため、職員は軽装で業務にあたります。ご理解ください。